

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金を支給

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯などに対して、1世帯当たり10万円を支給します。

支給対象世帯 (①または②いずれかにあてはまる世帯)

①住民税非課税世帯

基準日(令和3年12月10日)において世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯

町→対象者

「支給要件確認書」郵送
(世帯主あてに2月2日郵送予定)

対象者(世帯主)

確認欄にチェック
氏名や連絡先などを記入

対象者→町

「支給要件確認書」と必要な添付書類を同封の返信用封筒に入れて返送

申請期限 5月2日(月)まで

町→対象者

返送された「支給要件確認書」を審査後、届出時の口座へ振り込み

②家計急変世帯

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降の家計が急変し、住民税均等割が非課税であると同様の事情にあると認められる世帯

対象者(世帯主)

「申請書」に必要事項を記入し、収入額が確認できる書類を添付して、原則郵送で申請してください。

申請期限 9月30日(金)まで

申請書類配布場所

- 栄町非課税世帯等臨時特別給付金窓口
(栄町役場4階第2会議室)
- ふれあいプラザさかえ内子育て包括支援室
- 栄町ホームページから

ダウンロード▶



※①、②ともに住民税が課税されている方の扶養親族のみからなる世帯を除きます。